地産地消の促進について

令和8年11月

農林水産省

地産地消とは

（六次産業化・地産地消法　第25条）

○国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。）をその生産された地域内において消費すること（消費者に販売すること及び食品として加工することを含む。）。

○地域において供給が不足している農林水産物がある場合に他の地域で生産された当該農林水産物を消費すること。

基本理念

○生産者と消費者との結びつきの強化

○地域の農林漁業及び関連事業の振興による地域の活性化

○消費者の豊かな食生活の実現

○食育との一体的な推進

○都市と農山漁村の共生・対流との一体的な推進

○食料自給率の向上への寄与

○環境への負荷の低減への寄与

○社会的気運の醸成及び地域における主体的な取組の促進

取組の具体例



学校給食や社員食堂での地場産農林水産物の利用



地場産農林水産物を活用した加工品の開発



直売所での地場産農林水産物の直接販売



地域の消費者との交流・体験活動

地産地消の取組の状況 ①施設給食での地場産農林水産物の活用促進（学校給食）

○ 学校給食における国産食材及び地場産物の使用状況は令和7年度で国産食材が90.0%、地場産物が57.2%。
○ 地場産物の学校給食への利用を促進していくため、給食現場と生産現場との間の意見を調整する地産地消コーディネーターの派遣を通じて、納品ルートの確立、地場産物を使ったメニューの開発などを支援。

■ 学校給食における地場産物・国産食材の使用状況（金額ベース）

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
地場産物	56.0%	56.5%	55.4%	56.4%	57.2%
国産食材	89.0%	89.2%	88.6%	89.4%	90.0%

＜資料＞学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査（文部科学省）

■ 第5次食育推進基本計画（令和8年6月策定）

本計画において、「学校給食における地場産物を使用する割合（金額ベース）を現状値（令和7年度）から維持・向上した都道府県の割合を90%以上とすることを目指す」とする目標を設定

（参考）
第4次食育推進基本計画（令和3年3月策定）期間中における、学校給食における地場産物を使用する割合（金額ベース）を現状値（令和元年度）から維持・向上した都道府県の割合

年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
割合	68.1%	76.6%	66.0%	70.2%	70.2%

■ 地産地消コーディネーター【地域の食の絆強化推進運動事業】



● 地産地消コーディネーターの派遣実績
平成28年度：6地区　平成29年度：8地区　平成30年度：7地区　令和元年度：9地区　令和2年度：9地区　令和3年度：12地区　令和4年度：15地区
令和5年度：8地区　令和6年度17地区　令和7年度16地区　（令和3年度、4年度はフォローアップ派遣、ステップアップ派遣（※）を含む）

（※）フォローアップ派遣：過去の派遣先を対象に1名のコーディネーターを1回派遣
ステップアップ派遣：通常派遣の選定外となった応募者（希望者のみ）に1名のコーディネーターを1回派遣

地産地消の取組の状況 ①施設給食での地場産農林水産物の活用促進

【事例：静岡県袋井市】

(1)現状と課題

袋井市では、主要10品目を対象に、市場に出荷していない小規模農家から全量買い取りを行うこと等により地場産農産物を確保し、学校給食における地場産物の活用を積極的に推進してきたが、その一方で、学校給食で使用できない規格外品の取り扱いが課題となっていた。

(2)取組内容

平成29年度に、給食センターに食材を納入するNPO法人へコーディネーターを派遣し、規格外品への対応として、

①規格外品でも使える献立づくり
（コロッケ（玉ねぎ、じゃがいも）、ピューレ（大玉トマト）、
切り干し大根（大根））

②給食以外の販路の確保・加工商品の開発

を実施した。



(3)取組の効果

○地場産物の取引金額が10.1倍に！農家の所得向上にも貢献！
350万円（平成24年度）→ 3,526万円（令和4年度）



○地場産物使用割合（主要10品目重量ベース）が3.7倍に！
13.8%（平成24年度）→ 51.6%（令和4年度）

○地場産物（米以外）の通年使用が実現！
14日使用（平成17年度）→ 194日（令和4年度）

※ 年間給食日数：平成17年度190日
令和4年度 194日

地産地消の取組の状況 ①施設給食での地場産農林水産物の活用促進

【事例：社会福祉法人悠久会】

（1）現状と課題

地元農林漁業者とのつながりがなく、市内の農産物の生産の現状や食材の入手方法等についての情報を得ることが難しく、地場産活用を進めるにあたって課題となっていた。

（2）取組内容

この状況に対し、令和4年度にコーディネーターを派遣し、

①行政の農政担当者等を交えた意見交換会を実施し、島原市における農産物の現状や直売所の情報を把握

②生産者や直売所を訪問し、直接食材納入等を相談、旬の地場産食材や加工品で地産地消の献立の作成

を実施した。



（3）取組の効果

①島原半島産食材の使用品目が1.7倍に増加！
27品目（令和3年度）→ 45品目（令和4年度）

②県内産食材の使用割合が1.4倍に増加！
56%（令和3年度）→80%（令和4年度）

②悠久会地産地消ガイドラインの作成！



地産地消の取組の状況 ①施設給食での地場産農林水産物の活用促進（支援事業）

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち
地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）

令和８年度予算額
7,045百万円（前年度 7,389百万円）の内数

＜対策のポイント＞
農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図るため、**官民共創の促進による地域課題の解決に向けた取組、事業者等の経営改善に向けた専門家派遣、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用した新商品の開発**等の取組を支援します。

＜事業目標＞
地域資源を活用して付加価値額向上に取り組む事業体の割合の増加（68%→78%［令和11年度まで］）

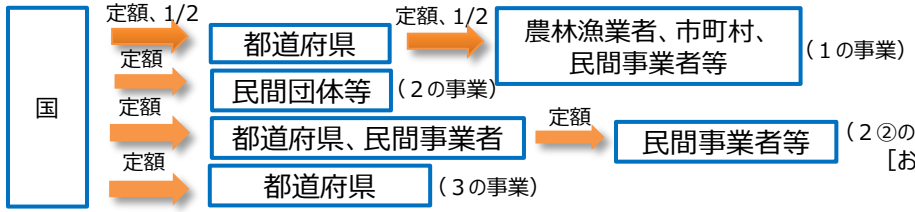
＜事業の内容＞

１．地域資源活用・地域連携推進支援事業
地域資源を活用した付加価値の創出に必要な**新商品開発・販路開拓、経営戦略策定・ビジネスアイデア創出、研究開発・実証事業等の取組**を支援します。
① 多様な地域資源を活用した新商品開発・販路開拓の取組
② 料理講習会等のイベントの実施など直売所の売上向上に向けた多様な取組
③ 地域資源の掘り起こし、ワークショップを通じてビジネスアイデアを創出する取組
④ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組
【事業期間：上限２年、交付率：1/2等（上限500万円/事業期間）】

２．地域資源活用・地域連携中央サポート事業
① 都道府県サポートセンター等を全国的な視点で支援するため、中央サポートセンターを設置し、**地域資源を活用した付加価値の創出に係る高度な課題解決に取り組む事業者等に対して、中央プランナー等の専門家を派遣する取組**等を支援します。
② 地域金融機関等の中間支援組織により、これまで農業・農村の仕事に携わっていなかった企業等の参加促進、地域課題の把握・翻訳、地域と企業のマッチング、マッチング後の伴走支援等の**官民共創の促進**を図り、**農山漁村の抱える地域課題の解決を目指した取組**等を支援します。
③ 施設給食において、**地産地消を促進するコーディネーターの派遣・育成の取組**等を支援します。
【事業期間：１年、交付率：定額】

３．地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業
地域資源を活用した付加価値の創出に係る経営改善等の多様な課題解決に取り組む事業者に対して、専門家を派遣する取組等を支援します。
【事業期間：１年、交付率：定額】

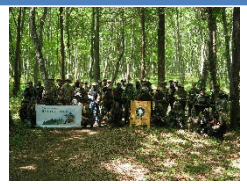
＜事業の流れ＞



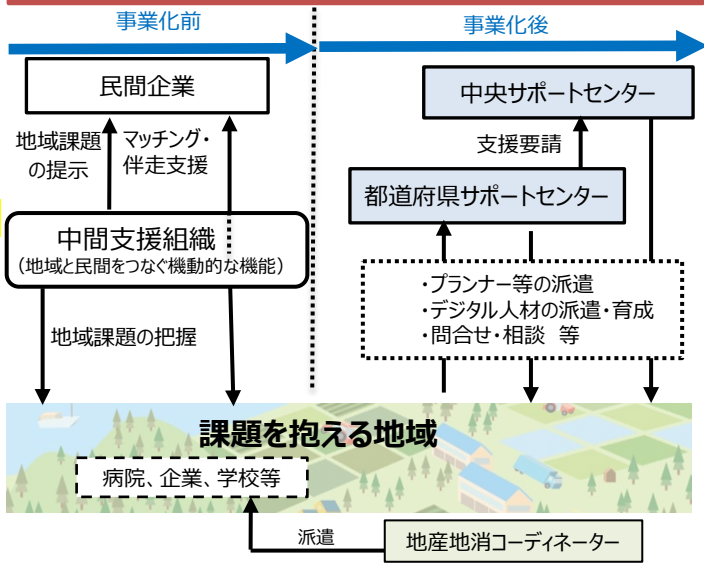
＜事業イメージ＞

地域資源活用・地域連携推進支援事業


地域の農林水産物等で新商品を開発


竹林の景観を活かしたキャンプ事業の創出

地域資源活用・地域連携中央・都道府県サポート事業



［お問い合わせ先］（１、２①③、３の事業）農村振興局都市農村交流課（03-6744-2497）
（２②の事業）農村計画課（03-6744-2141）

地産地消の取組の状況 ①施設給食での地場産農林水産物の活用促進（支援事業）

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち
地域資源活用価値創出整備事業
（定住促進・交流対策型及び産業支援型）

令和８年度予算額
7,045百万円（前年度 7,389百万円）の内数

＜対策のポイント＞
農山漁村の自立及び維持発展に向けて、多様な地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる**農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備**を支援します。

＜事業目標＞
○ 農山漁村における施設整備による雇用者数の増加（130人［令和11年度まで］）
○ 地域資源を活用して付加価値額向上に取り組む事業体の割合の増加（68%→78%［令和11年度まで］）

＜事業の内容＞

1．地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型）
都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる**農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援**します。
【事業期間：上限３年、交付率：1/2等（上限４億円）】

2．地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）
農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用した、農林水産物等の多様な地域資源を活用し付加価値を創出する取組に必要となる**農林水産物加工・販売施設等の整備に対して支援**します。
【事業期間：１年、交付率：3/10等（上限１億円等）】

再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備については、１又は２の**施設整備と同時に設置**する場合に加え、**既存の活性化・６次化施設に追加して設置**する場合も**支援**します。

＜事業の流れ＞

国 → 3/10、1/2等 → 地方公共団体 → 3/10、1/2等 → 農林漁業者の組織する団体等
（１、２の事業）

＜事業イメージ＞

定住促進・交流対策型

○**計画主体**　都道府県、市町村※1　　※１ 農山漁村活性化法に基づく活性化計画の作成が必要
○**事業実施主体**　都道府県、市町村、農林漁業者団体等


農林水産物直売所


廃校を利用した交流施設


農作業の体験施設

産業支援型

○**事業実施主体**　農林漁業者団体、中小企業者※2
※２　以下①～③のいずれかに基づく整備事業計画が必要
①六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画
②農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画
③都道府県若しくは市町村が策定する戦略


農林水産物処理加工施設



農家レストラン

発電設備等の整備



販売・交流施設等
電力供給


EV車等への給電設備

［お問い合わせ先］　（１の事業）　農村振興局地域整備課　（03-3501-0814）
（２の事業）　都市農村交流課　（03-6744-2497）

地産地消の取組の状況 ①施設給食での地場産農林水産物の活用促進（支援事業）

地産地消コーディネーターの派遣・育成

地域資源活用・地域連携中央サポート事業（地域の食の絆強化推進運動事業）

施設給食に地場産物を安定的に供給する体制整備等の支援を目的に、地場産物利用を進めるに当たって課題を持つ地域・団体等に、課題解決に向けた助言・指導を行う専門家（地産地消コーディネーター）を派遣します。

＜派遣の流れ＞

派遣希望の募集（6月～8月頃）

病院や学校等の施設給食等への地場産物の利用を拡大したい！

地産地消活動を推進する組織・団体、自治体、JA、病院、福祉施設、学校給食の調理場、社員食堂、保育園、幼稚園、生産者組織、給食事業者等



生産現場と給食現場の間で、地場産物の供給体制、品質、価格などが悩みのタネ

応募

希望する指導内容、派遣時期、給食施設の概要など

事務局（補助事業者）

派遣希望地域・団体等の募集

派遣地域・団体等の選定

派遣コーディネーター

栄養教諭、生産者組織代表、JA、コンサルタント、企業、行政など



地産地消の推進、学校等施設給食への地場産物利用等に関する知見や経験を有する専門家

派遣先決定（8月頃）

＜派遣決定の連絡＞

派遣の決定

派遣申請書の作成

提出

納入体制等の状況、数値・成果目標等の設定など

派遣先の決定・派遣コーディネーターの協議

派遣の実施（9月～2月頃）

派遣の開始

派遣先とコーディネーターとの調整（日程・内容）

・課題の抽出
・目標の確認
・実践、実行



派遣の実施

1地域・団体当たり、1名のコーディネーターを3回程度派遣

※　状況により1、2回の派遣も可。リモート対応も可

・課題整理・共有
・指導内容の検討
・助言、指導



派遣の報告（3月頃）

派遣報告書の作成

派遣終了

報告・提出

報告内容の確認





※　コーディネーターの派遣のほか、コーディネーター育成のための研修も本事業で実施します。

地産地消の取組の状況 ①施設給食での地場産農林水産物の活用促進（支援事業）

学校給食にもっと地場産物の活用を

地域のおいしいで

給食に新たないろどい

「地場産物を子供たちに食べてもらいたい」の想いを農林水産省が応援！
給食の質の向上に繋がる地場産物の活用を後押しします











農林水産省 農村振興局
都市農村交流課

※詳しくはお近くの農政局までお問い合わせください →
（北海道は北海道農政事務所）

支援策を紹介します

支援① 一次加工

学校給食に納入するために不揃いサイズの野菜を一次加工したい　など



対象となる方
・農林水産業者や中小企業者など

支援の内容
農水産物の一次加工に必要な機械・設備の整備

支援の要件
・地域の農林水産物を50%以上活用
・融資を活用すること
・法認定か市町村戦略に基づくこと

支援② 新商品開発・販路開拓

・地元産えのきでメンチカツを開発し、給食に供給したい
・未利用野菜でコロッケなど新商品開発をしたい



対象となる方
・農林水産業者や中小企業者など

支援の内容
・新商品開発のための材料費や専門家への謝金
・新商品の評価を得るための試食会開催に係る材料費等

支援の要件
・売上高、付加価値額の増加が見込めること
・農林漁業者等（団体含む）が含まれた多様な事業者（３者以上）の連携

支援③ 集出荷システムの構築

地場産野菜等給食に必要な食材ニーズの把握、発注や集出荷の調整をシステムで効率化したい



対象となる方
農林漁業者等（団体含む）が含まれた多様な事業者（３者以上）の連携

支援の内容
・集出荷システム構築のための専門家の謝金
・お試しの集出荷システム開発に係る謝金または委託費

支援の要件
・売上高、付加価値額の増加が見込めること
・生産者、ＪＡや直売所などの事業者、給食関係者など３者以上が連携していること

支援④ 伴走支援

・直売所の野菜を給食に卸したい
・地場産物の加工品を給食に卸したい



・給食での地場産物の利用を拡大したい
・給食における地場産物利用に向けた体制を作りたい
・地場産物を仕入れる仕組みを作りたい

対象となる方
給食事業に取り組みたい事業者

支援の内容
・支援施策の紹介
・専門家の派遣
（事業実施・経営改善のアドバイス）

支援の要件
・事業にて地場産物などの地域資源を活用すること
・３～５年間の経営改善戦略を策定し付加価値額向上の目標を設定すること

対象となる方
給食における地場産物使用割合等を向上しようとする地域・団体

支援の内容
・助言・指導を行う専門家の派遣
（課題の整理、生産・流通・調理に係る話し合いの場づくり、解決への助言　など）

支援の要件
・事務局が６月～８月頃に行う派遣希望募集への応募

関連支援

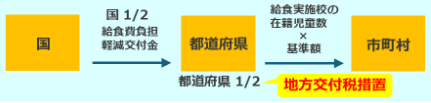
支援策については、次のようなメニューもあります。詳しくは農林水産省ホームページをご覧ください。

地域での食育の推進 »»

地域ぐるみで取り組む学校給食への有機農産物の活用 »»

三党合意に基づく学校給食費の抜本的な負担軽減に向けた対応について

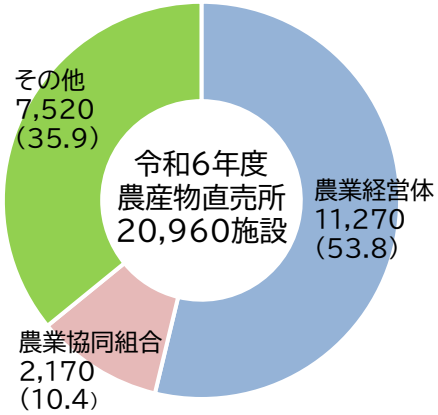
【主な内容】
対　象：給食を実施する公立小学校
基準額：5,200円／月（児童一人当たり）
※基準額を超える部分は、学校給食法に基づき、引き続き保護者から徴収することが可能



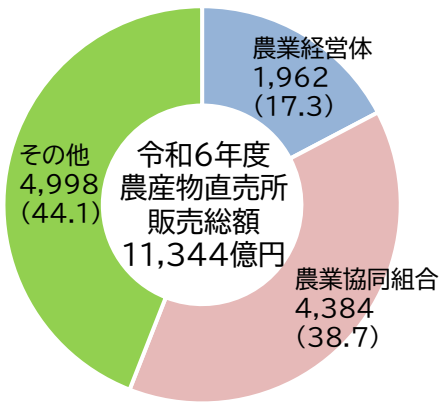
地産地消の取組の状況 ②直売所の現状について

○ 地域の農産物を生産者が直接消費者に販売する直売所は、全国で約21,000ヶ所、年間総販売額は約1.1兆円。
○ 運営主体別販売総額をみると、直売所数全体の53.8%を占める農業経営体の販売総額の割合は17.3%に対し、全体の10.4%である農業協同組合が38.7%。
○ 1直売所当たりの販売金額について、農業協同組合の約2億円に対し、農業経営体は1,741万円。
○ 直売所の年間販売金額における地場産商品の割合は約9割。

＜運営主体別の農産物直売所数＞

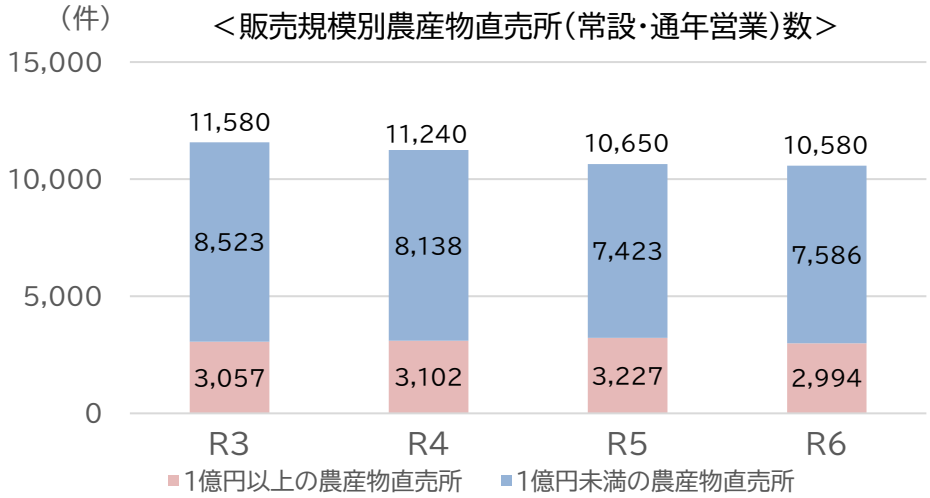


＜運営主体別販売総額＞

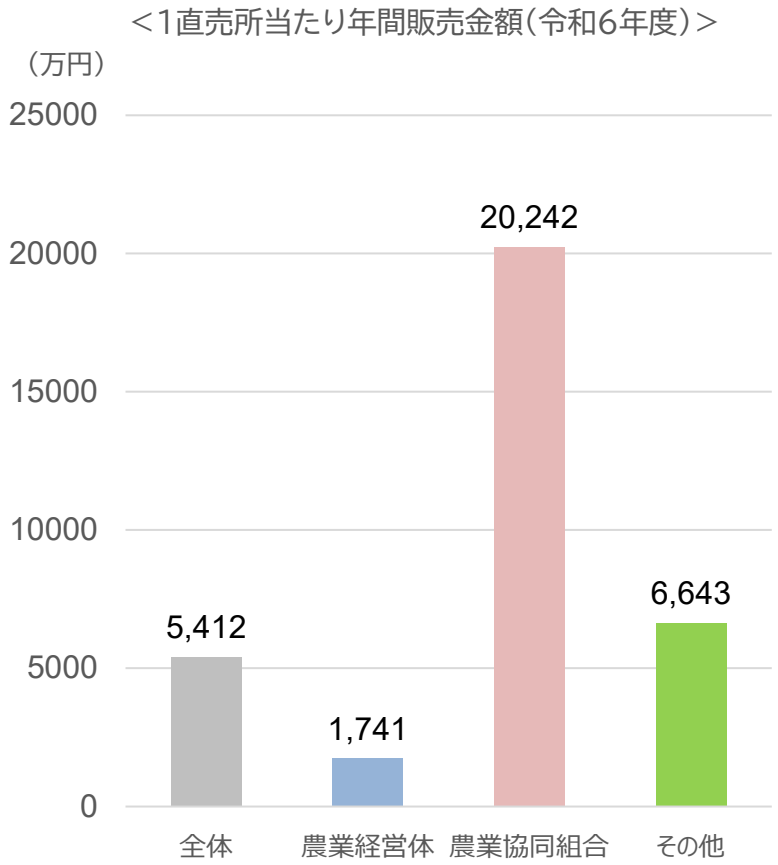


※四捨五入により計と内訳が一致しない場合がある

＜販売規模別農産物直売所(常設・通年営業)数＞



＜1直売所当たり年間販売金額(令和6年度)＞



資料:農林水産省統計部「6次産業化総合調査」

地産地消の取組の状況 ③地域の農林水産物の利用の促進について

○　地域の農林水産物の利用を促進するため、都道府県及び市区町村においては、「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」（促進計画）を策定するよう努めることとされており(※)、令和7年9月末現在、47都道府県、1,507市区町村（約9割）で策定されているところ。

（※）「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」第41条第1項より

【都道府県及び市区町村における促進計画の策定状況】
（令和7年9月末現在）

区　分	都道府県	市区町村
策定している	47（100.0%）	1,507（86.6%）
策定していない	0	234（13.4%）
合　計	47（100.0%）	1,741（100.0%）

注：農林水産省調べ
　独立して促進計画が定められている場合のほか、地域振興計画、農業振興ビジョン、食育推進計画、その他の行政計画の中に、地域の農林水産物の利用の促進に関する事項が記載されている場合には、「策定している」として計上。

地産地消関係法令等

○ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化・地産地消法）（平成22年12月3日法律第67号）（地産地消関係概要）

（地産地消関係）

「第3章　地域の農林水産物の利用の促進」の概要

1. 基本理念（第26条～第33条）
   ①生産者と消費者との結びつきの強化、②地域の農林漁業及び関連事業の振興による地域の活性化、
   ③消費者の豊かな食生活の実現、④食育との一体的な推進、⑤都市と農山漁村の共生・対流との一体的な推進、
   ⑥食料自給率の向上への寄与、⑦環境への負荷の低減への寄与、
   ⑧社会的気運の醸成及び地域における主体的な取組を促進すること。
2. 国による基本方針の策定、都道府県及び市町村による地域の農林水産物の利用についての促進計画の策定（第40条、41条）
3. 国及び地方公共団体による必要な支援の実施（第42条～第50条）

○ 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針（令和8年10月20日農林水産省告示第1581号）（地産地消関係概要）

「第2章　地域の農林水産物の利用の促進」の概要

1. 地域の農林水産物の利用の促進に関する基本的な事項
   都道府県及び市町村は、本基本方針や地域の実情を踏まえて、地域の農林水産物の利用についての促進計画を策定するよう努める。

2. 地域の農林水産物の利用の促進の目標に関する事項
   ①農畜産物を取り扱う直売所について、都道府県単位での年間販売額が現状値（令和6年度）から維持・向上した都道府県の割合を令和12年度までに80%以上とすることを目指す。
   ②学校給食において都道府県単位での地場産物を使用する割合について、現状値（令和7年度）よりも維持・向上した都道府県の割合（金額ベース）を令和12年度までに90%以上とすることを目指す。加えて、学校給食における国産食材に占める地場産物の使用割合（金額ベース）を令和12年度までに全国平均で70%以上とすることを目指す。
   ③農泊地域での年間延べ宿泊者数について、食料・農業・農村基本計画に定める目標を達成することを目指す。

3. 地域の農林水産物の利用の促進に関する施策に関する事項
   直売所・道の駅・マルシェ等を活用した直売の取組や学校給食・企業等の食堂・外食産業等における地域の農林水産物の利用の促進、地域の需要等に対応した農林水産物の安定的な供給の確保、体験活動等を通じた食育の推進、環境への負荷の低減等について、国及び地方公共団体が具体的な施策を講ずるよう努めることにより、地域の農林水産物の利用を促進。

4. その他地域の農林水産物の利用の促進に関し必要な事項
   多様な国民運動と連携し、地域の農林水産物の利用の促進に対する国民の参加を促進。

地産地消関係法令等

○ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の運用について（平成23年3月29日総合食料局長、生産局長、農村振興局長、国土交通省都市局長通知）（地産地消関係概要）

「第5　都道府県及び市町村の促進計画関係」の概要

1. 都道府県及び市町村は、地域の農林水産物の利用の促進に関し、その区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施するため、上記基本方針を勘案するとともに、その区域の実情を踏まえ、促進計画を定めるよう努めなければならない。

2. 都道府県及び市町村が促進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。同時に、都道府県は、促進計画を定め、若しくはこれを変更した旨の通知を受けたときは、これを地方農政局長等に通知することが望ましい。

○ 食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）（地産地消関係概要）

第4 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策（概要）

Ⅵ. 国民理解の醸成

1.食育の推進

(1)学校等での食育の強化

　食卓と農業の生産現場の距離が広がる中で、生産者との関係性が希薄化し、農業の生産現場の実態を知らないこどもも増えていることから、こどもの頃から食を支える農業への理解が求められている。この点、学校給食における地場産物や有機農産物の活用は、児童生徒が地域の食文化や農業に対する理解を深め、生産者に対する感謝の念を育むために重要であるが、その取組には地域差がある状況にある。

　このため、関係省庁が連携して、学校と地域の連携・協力関係を強化し、学校給食における地場産物や有機農産物の活用の更なる促進を図る。

(3)国民の食卓と農業の生産現場の距離を縮める取組の拡大

　首都圏を中心とした大都市圏への人口集中や都市化の進展が続き、国民の食卓と農業の生産現場の距離が遠くなる中、「農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合」は2020年度と比較して減少しており、農業の生産現場に対する国民の理解を深めるための取組強化が必要である。

　このため、生産者の努力を実感し、国民の食卓と農業の生産現場の距離を縮めることにつながる農業体験機会の提供のほか、産直活動などの生産者と消費者が直接つながる取組を強化する。また、生産者と消費者との結び付きの強化、国産農産物の消費拡大、環境への負荷の低減等に寄与する地産地消について、地域の実情に応じた取組等の情報を発信する。